

:Atrae

第16期 定時株主総会 招集ご通知

目次

招集ご通知	P 4
株主総会参考書類	P 6
事業報告	P26
計算書類	P39
監査報告	P41

日時

2019年12月18日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

場所

東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット東京 2階
「レジデンスバジル」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

株式会社アトラエ

（証券コード 6194）

株主のみなさまへ

世界中の人々を魅了する会社を創る

全ての社員が誇りを持てる組織と事業の創造にこだわり、
関わる人々がファンとして応援したくなるような魅力ある会社であり続けます。
そして日本を代表するグローバルカンパニーとして、世界中の人々から必要とされる存在を目指します。



代表取締役
新居 佳英

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、「世界中の人々を魅了する会社を創る」というビジョンを掲げ、従来テーマとしていたHR×Tech（HR Tech領域）から、さらに一步踏み込んだ「People Tech Company」として、「テクノロジーによって人の可能性を拡げる」べく、「Green」、「wevox」そして「yenta」という3つの事業を展開しております。

第16期（2019年9月期）につきましては、引き続き、成功報酬型求人メディア「Green」を事業の柱として、売上高3,229,433千円（前年同期比923,018千円増）、営業利益710,663千円（前年同期比19,379千円増）と、増収増益となりました。またGreenにおける新規登録ユーザー数、アクティブユーザー数、掲載求人数共に過去最高の数値となりました。

また、Greenに次ぐ収益の柱として注力している組織改善ツール「wevox」につきましては、リリース後約3年で導入組織数は1,100を超え、企業だけでなく官公庁やプロスポーツチーム、NPO法人や学校法人など、幅広い組織に活用いただいております。
蓄積された回答データをテクノロジーによって解析・分析することによって、さらなる競争優位を築き、唯一無二の組織改善ツールとして確固たる地位を築いてまいります。

完全審査制ビジネスマッチングアプリ「yenta」につきましても、コアなユーザーの方々に支えられながらも、着実に成長してきております。

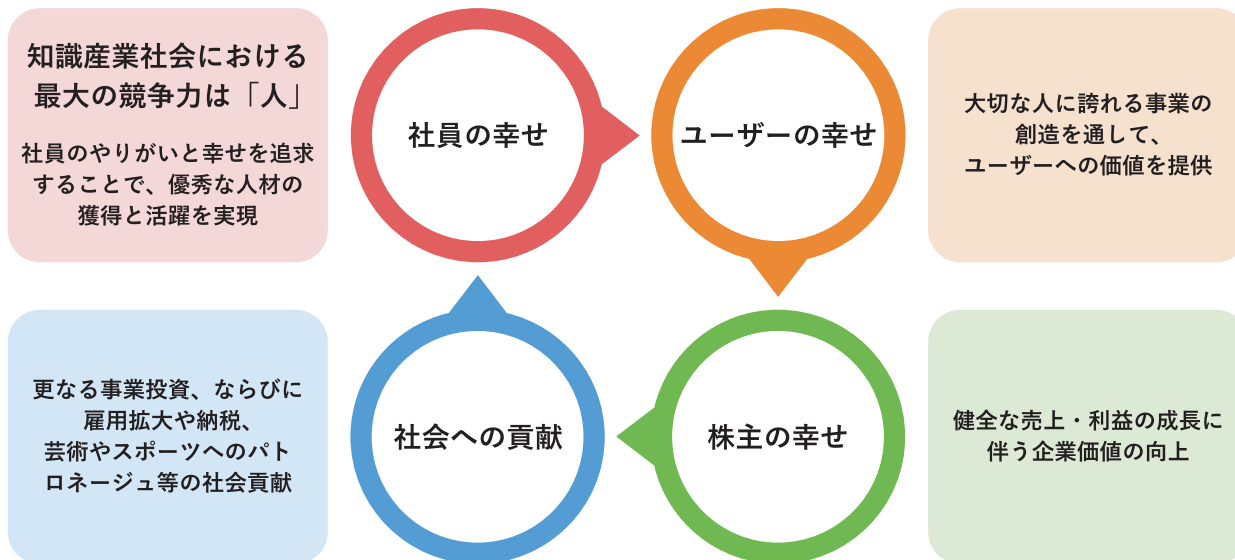
今年度につきましては、既存事業の成長と新規事業によるさらなる価値の創造に取り組み、企業価値の向上に精進してまいりたいと考えております。

株主のみなさまにおかれましては、今後もあたたかいご支援を賜りますよう、宜しく御願申し上げます。

Cycle

関わる全ての人々を幸せにするためのサイクル

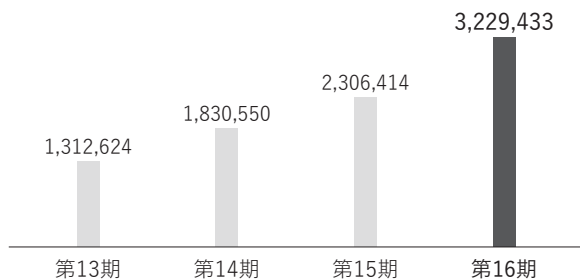
このサイクルを回し続けながら、関わる人の輪を拡げていくことで
「世界中の人々を魅了する会社」を実現します。



財務ハイライト

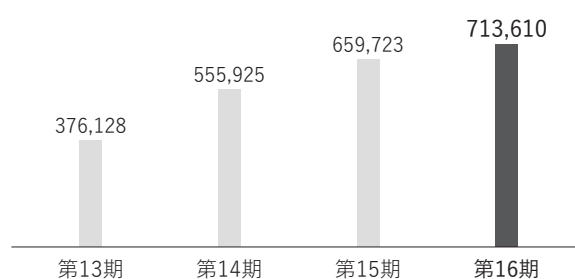
売上高

(単位：千円)



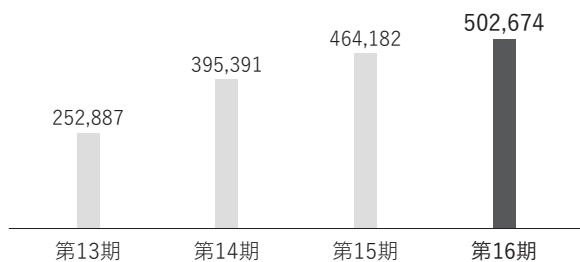
経常利益

(単位：千円)



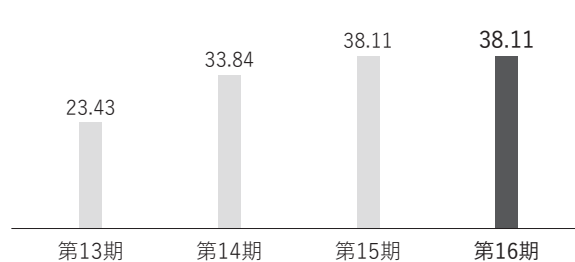
当期純利益

(単位：千円)



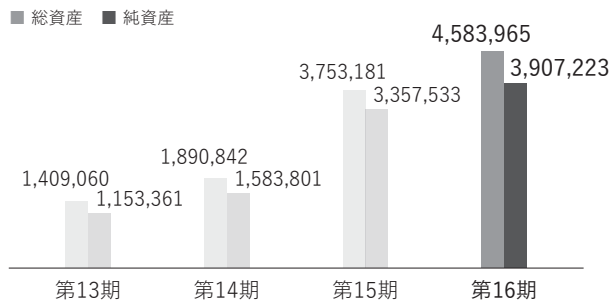
1株当たり当期純利益

(単位：円)



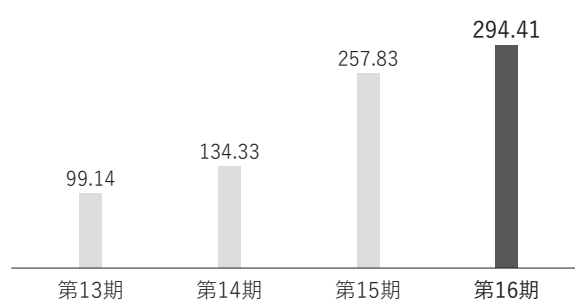
総資産／純資産

(単位：千円)



1株当たり純資産

(単位：円)



(注) 2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

株主のみなさま

東京都港区三田一丁目10番4号
株式会社アトラ工
代表取締役 新 居 佳 英

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月17日（火曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月18日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
ブランドハイアット 東京 2階 「レジデンスバジル」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

招集に当たっての決定事項

・代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、並びに事業報告の計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://atrae.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://atrae.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設し、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするものであります。

同条と一部の内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除します。

③ 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条（招集権者及び議長）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）に定める、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。

④ なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案           |
|--------------------------------------------|-----------------|
| 第1条～第5条（条文省略）                              | 第1条～第5条（現行どおり）  |
| <u>（自己株式の取得）</u>                           | （削除）            |
| 第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 |                 |
| 第7条～第12条（条文省略）                             | 第6条～第11条（現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、5名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、5名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>3 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中からその決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                       | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>   |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                         | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                        |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                      | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>                           |
| <p>第30条 (条文省略)</p>                                                                                                                         | <p>第30条 (現行どおり)</p>                                                                                        |
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>                                    | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の設置)</p> <p>第31条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>             |
| <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                         | <p>(削除)</p>                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の選任)</u><br/> <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u><br/> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u><br/> <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                                                                                                       | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                          |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                          | (削除)                                                                                                           |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | (削除)                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第42条～第44条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第47条（条文省略）</p> <p><u>（期末配当金）</u></p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行う。</p> <p><u>（中間配当金）</u></p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> | <p>第36条～第38条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第41条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> |

| 現 行 定 款     | 変 更 案                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)        | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br><u>第42条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。                                                               |
| (新設)        | <u>(剰余金の配当の基準日)</u><br><u>第43条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は毎年3月31日とする。<br><u>3</u> 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                                 |
| 第50条 (条文省略) | <u>第44条 (現行どおり)</u>                                                                                                                                                           |
| (新設)        | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                 | 地位    | 候補者属性 |
|-------|----------------------------------------------------|-------|-------|
| 1     | <small>あらい</small><br>新居 <small>よしひで</small><br>佳英 | 代表取締役 | 再任    |
| 2     | <small>おか</small><br>岡 <small>としゆき</small><br>利幸   | 取締役   | 再任    |
| 3     | <small>すずき</small><br>鈴木 <small>ひでかず</small><br>秀和 | 取締役   | 再任    |

**再任** 再任取締役候補者

|       |                                 |    |                       |
|-------|---------------------------------|----|-----------------------|
| 候補者番号 | あらい よしひで<br>新居 佳英 (1974年7月29日生) | 再任 | 所有する当社の株式数 1,522,400株 |
| 1     |                                 |    |                       |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 株式会社インテリジェンス入社
- 2000年7月 株式会社インサイトパートナーズ代表取締役就任
- 2003年10月 当社設立代表取締役就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### 取締役候補者とした理由

新居氏は、2003年の当社創業以来一貫して当社代表を務め、長年にわたる経営経験を有するとともに、広範な分野で事業を行う当社の適切な意思決定、経営監督の実現を図り、今後のさらなる当社の成長のために適任であることから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したためであります。

|       |                               |    |                     |
|-------|-------------------------------|----|---------------------|
| 候補者番号 | おか としゆき<br>岡 利幸 (1984年8月31日生) | 再任 | 所有する当社の株式数 109,000株 |
| 2     |                               |    |                     |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 2007年4月 当社入社
- 2012年4月 当社取締役CTO就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### 取締役候補者とした理由

岡氏は、当社のCTOであり、インターネットサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しております。また、同氏は取締役として経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したためであります。

|       |                                 |    |                   |
|-------|---------------------------------|----|-------------------|
| 候補者番号 | すずき ひでかず<br>鈴木 秀和 (1982年7月18日生) | 再任 | 所有する当社の株式数 1,000株 |
| 3     |                                 |    |                   |

■略歴、当社における地位及び担当

- 2005年 4月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）入社
- 2018年 9月 当社入社
- 2018年12月 当社取締役CFO就任（現任）
- 2019年10月 株式会社ツクルバ社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社ツクルバ社外取締役

取締役候補者とした理由

鈴木氏は、当社のCFOであり、また、長年にわたる大手金融機関に従事していたことから、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しております。従って、今後の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したためであります。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                | 地位    | 候補者属性    |
|-------|-------------------|-------|----------|
| 1     | おざさ るみこ<br>小笹 留美子 | 常勤監査役 | 新任 社外 独立 |
| 2     | とつか たかまさ<br>戸塚 隆将 | 取締役   | 新任 社外 独立 |
| 3     | ゆきまる しんご<br>雪丸 真吾 | 監査役   | 新任 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

|       |                                  |    |    |    |                 |
|-------|----------------------------------|----|----|----|-----------------|
| 候補者番号 | おざさ る み こ<br>小笹 留美子 (1975年7月4日生) | 新任 | 社外 | 独立 | 所有する当社の株式数 200株 |
| 1     |                                  |    |    |    |                 |

■略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 日本電信電話株式会社入社  
2014年12月 当社常勤社外監査役就任（現任）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由

小笹氏は、長年にわたり社外監査役に従事し、当社のガバナンス体制全般に多くの知見と経験を有しております。今後、さらなる監督機能の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

|       |                                 |    |    |    |               |
|-------|---------------------------------|----|----|----|---------------|
| 候補者番号 | とつか たかまさ<br>戸塚 隆将 (1974年6月23日生) | 新任 | 社外 | 独立 | 所有する当社の株式数 一株 |
| 2     |                                 |    |    |    |               |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 1998年4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
- 2005年6月 ハーバード・ビジネス・スクール修了 経営学修士（MBA）
- 2005年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 2007年5月 株式会社シーネクスト（現ベリタス株式会社）設立代表取締役就任（現任）
- 2015年12月 当社社外取締役就任（現任）
- 2016年5月 オーディトリップ株式会社（現キュリオ株式会社）設立代表取締役就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

- ベリタス株式会社代表取締役
- キュリオ株式会社代表取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

戸塚氏は、長年にわたり米国大手金融機関において業務に従事し、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、引き続き社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。

|          |                   |                  |              |    |    |    |               |
|----------|-------------------|------------------|--------------|----|----|----|---------------|
| 候補者番号    | ゆきまる<br><b>雪丸</b> | しんご<br><b>真吾</b> | (1976年5月7日生) | 新任 | 社外 | 独立 | 所有する当社の株式数 一株 |
| <b>3</b> |                   |                  |              |    |    |    |               |

### ■略歴、当社における地位及び担当

- 2001年10月 虎ノ門総合法律事務所入所（現任）
- 2010年4月 慶應義塾大学大学院文学研究科講師（現任）
- 2014年12月 当社社外監査役就任（現任）

### ■重要な兼職の状況

- 弁護士
- 慶應義塾大学大学院文学研究科講師

#### 社外取締役候補者とした理由

雪丸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しています。今後、さらなる監督機能の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 戸塚隆将氏、小笹留美子氏及び雪丸真吾氏は、社外取締役候補者であります。
3. 戸塚隆将氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 小笹留美子氏及び雪丸真吾氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、戸塚隆将氏、小笹留美子氏及び雪丸真吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、戸塚隆将氏、小笹留美子氏及び雪丸真吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年12月15日開催の第14期定時株主総会において、年額90,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社は、2018年12月14日開催の第15期定時株主総会（以下「前回定時総会」という。）において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を支給対象とした「譲渡制限付株式報酬制度」の導入についてご承認をいただきましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主のみならず一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」によりご承認をいただき、監査等委員以外の取締役の報酬枠とは別枠にて、対象取締役を支給対象とした、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入につき、改めて付議いたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。この金額及び以下の「<譲渡制限付株式の概要>」については、前回定時総会においてご承認をいただいた内容から特段の変更はございません。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

### <譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等して当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は使用人その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、会社都合その他の正当な理由がある場合又は死亡による場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。対象取締役が、会社都合その他の正当な理由又は死亡により、譲渡制限期間満了前に上記の地位を退任又は退職した場合には、当社は、無償取得する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、又は使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、この場合において、譲渡制限期間中に対象取締役が勤務できない期間があったときは、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、対象取締役が、上記(2)に定める会社都合その他の正当な理由又は死亡により、譲渡制限期間満了前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(自 2018年10月1日)  
(至 2019年9月30日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

わが国経済は、企業業績の回復、雇用・所得環境の改善などにより、長らく景気は緩やかな回復傾向が続いておりましたが、米中貿易摩擦の深刻化、英国のEU離脱問題等の景気の先行きは不透明な状況で推移すると予想されております。

このような経済環境の中、当社が事業展開を行っているHR領域におきましては、有効求人倍率は高水準で推移しており、人材採用の需要は活発な状況が続いております。また、求人企業の多くが属するインターネット業界は、人工知能やIoTに関する様々なサービスが生まれており、ITエンジニアやWebデザイナーといった人材の需要は増加傾向にあります。これに関連して、2018年度の人材紹介業の市場規模は、前年度比11.3%増の2,860億円と継続的に拡大が予測されています（株式会社矢野経済研究所「人材ビジネスの現状と展望 2018年版」）。

このような状況の中、当社は、「世界中の人々を魅了する会社を創る」というビジョンの下、成功報酬型求人メディア「Green」、組織改善プラットフォーム「wevox」及び完全審査制AIビジネスマッチングアプリ「yenta」を運営してまいりました。

当社成功報酬型求人メディア「Green」におきましては、前事業年度に引き続き、求職者と求人企業のマッチング効率向上のためのコンテンツの拡充、ビッグデータ解析によるレコメンド精度の向上をはじめ、登録者数の増加施策としてWebマーケティングの強化、求人企業管理画面の改善等、様々な取り組みを実施しております。

これらの施策の結果、入社人数は3,043人（前年同期比28.2%増）となりました。

また、「Green」に次ぐ新たな事業として、「wevox」及び「yenta」の立ち上げに力を入れて取り組んでおります。

「wevox」は、2017年5月の正式リリース以降着実に導入企業を増やし、本招集通知発送日現在の導入企業は1,100社を超えており、幅広い業種・業界の企業にサービスの提供を行っております。組織の状態をスコアリングして可視化し、利用企業の組織改善を支援しております。利用企業数の拡大と共に、今後一層収益に貢献していくことが可能だと考えております。

「yenta」については、引き続き法人向けのマネタイズプランの開発及びユーザー数向上のためのマーケティングに注力しております。それに伴い今後収益に貢献していくことが可能だと考えております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,229,433千円（前年同期比40.0%増）、営業利益は710,663千円（前年同期比2.8%増）、経常利益は713,610千円（前年同期比8.2%増）、当期純利益は502,674千円（前年同期比8.3%増）となりました。

売上高の内訳は、「Green」による売上高が2,973,739千円（前年同期比33.4%増）、新規事業による売上高が255,693千円（前年同期比233.5%増）であります。

なお、当社は、People Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

**(2) 財産及び損益の状況**

| 区 分                        | 第 13 期<br>(2016年9月期) | 第 14 期<br>(2017年9月期) | 第 15 期<br>(2018年9月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(2019年9月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 1,312,624            | 1,830,550            | 2,306,414            | 3,229,433                       |
| 経 常 利 益 (千円)               | 376,128              | 555,925              | 659,723              | 713,610                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)             | 252,887              | 395,391              | 464,182              | 502,674                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 23.43                | 33.84                | 38.11                | 38.11                           |
| 総 資 産 (千円)                 | 1,409,060            | 1,890,842            | 3,753,181            | 4,583,965                       |
| 純 資 産 (千円)                 | 1,153,361            | 1,583,801            | 3,357,533            | 3,907,223                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)        | 99.14                | 134.33               | 257.83               | 294.41                          |

(注) 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①サービスの知名度向上

当社は、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウを中心として、当事業年度より段階的に動画広告を利用したマスメディア向けの広告を活用することにより、「Green」に係る登録者を獲得してまいりました。その結果としてIT・Web業界においては相応の知名度を獲得できたと考えております。

一方で「Green」のターゲット市場の一つとして考えている国内人材紹介業界の市場規模は2,860億円（出典：株式会社矢野経済研究所「人材ビジネスの現状と展望 2018年版」）と予測されています。今後も上向きの景気動向に後押しされ、市場はますます拡大していくものと推測されることから、IT・Web業界を超えた幅広い業界における知名度の向上、競合企業との差別化を明確にしたブランドの確立が重要であると認識しております。

そのためにも、これまで構築してきたWebマーケティングと並行し、費用対効果を慎重に考慮した上で、マスメディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を継続的に検討してまいります。

なお、新規事業である組織改善プラットフォーム「wevox」及び完全審査制AIビジネスマッチングアプリ「yenta」につきましても、知名度向上に向けた効果的な広告宣伝を実施する予定です。

##### ②新規事業における収益拡大

当社は、主力サービスである「Green」を中心に堅調に成長している一方で、「Green」の収益力への依存度が高い状態にあります。長期的に成長し続ける組織であるためにも、今後複数の事業を収益化させ、発展・拡大させていくことが極めて重要だと考えております。

「Green」に次ぐ新規事業として、組織改善プラットフォーム「wevox」及び完全審査制AIビジネスマッチングアプリ「yenta」により、収益拡大を図ってまいります。

また、その他構想・検討している新規事業に関しましても、未来の収益の柱へと育てるべく尽力してまいります。

### ③ビッグデータの有効活用

当社は、創業当初から転職・採用等のHR領域に特化したノウハウや経験を有しております。それらを属人的なものではなく、競争優位性の高い独自のデータとして蓄積してまいりました。当該ビッグデータをさらに有効活用し、優位にかつスピーディに事業を展開していくことが重要であると考えております。

また、継続的・安定的にデータを蓄積しつつも、今まで以上にデータの解析精度を向上させ、データを活用した新規事業の創造へと取り組んでまいります。

### ④組織体制の強化

当社は、知的産業社会で価値を生み出す最大のリソースは「人」であり、その集合体としての「組織」であると考えています。そのためにも能力と意欲を兼ね備え、かつ当社の持つ価値観や目指す方向性に強く共感する人材のみを採用することを徹底しております。また、そのような優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じて働くことができるよう、旧態依然とした出世や役職といった考え方を撤廃し、全社員に権利と責任を付与したフラットなプロジェクト制での組織運営を行っております。

この取り組みの徹底のため、全社員にプロとしての意識・自発的な行動・成果を求めております。そのため、情報共有を徹底し、ビジネスで成果を出すうえで不必要な管理やルールの排除を行っております。その結果、当社は極めて高い定着率を誇り、新卒や若い社員を育成するノウハウを保持することに成功しております。

しかしながら、今後複数事業の迅速な拡大・成長を実現するうえで、これまでと同様の水準を保ちながら、人材を確保していくことが当社の発展における課題であると認識しております。

そのため、ソーシャルメディアを活用したダイレクトリクルーティングの活用や従業員からの紹介制度の強化等、多様な採用手法を用いて人材の獲得に努めるとともに、優秀な社員が定着し続けるような創意工夫をし続けてまいります。

#### ⑤情報管理体制の強化

当社の運営する事業は、膨大な個人情報を持しております。そのため、個人情報保護に関しては重要課題と認識しており、個人情報に関する社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施やセキュリティシステムの構築を行っております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、引き続き、情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

#### ⑥グローバル市場への進出

当社の継続的な事業拡大のためには、これまで培ってきたノウハウ、ナレッジを活用し、欧米、アジア等のより大きな市場で、今後の成長が期待される地域に向けたサービス提供を推進することが重要だと認識しております。それに伴い2016年に優秀な外国人を採用し、段階的ながらも社内コミュニケーションに英語を取り入れ、海外進出を意識した経営を行っております。また、これらと同時に、市場調査も継続的に行っていく中で、現地法人設立や現地有力企業とのパートナーシップ構築等の検討も進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

| 事業区分          | 事業内容                                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| People Tech事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・成功報酬型求人メディア「Green」の企画・運営</li><li>・組織改善プラットフォーム「wevox」の企画・運営</li><li>・完全審査制AIビジネスマッチングアプリ「yenta」の企画・運営</li></ul> |

(6) **主要な事業所** (2019年9月30日現在)

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

(7) **使用人の状況** (2019年9月30日現在)

| 事業区分          | 使用人数     | 前事業年度末比増減  |
|---------------|----------|------------|
| People Tech事業 | 56 (3) 名 | 13名増 (1名減) |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、派遣社員を除く) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,277,600株 (自己株式6,211株を含む)
- (注) 1. 特定譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は18,300株増加しております。  
2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は234,000株増加しております。
- (3) 株主数 1,759名 (うち単元株主数1,673名)
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                         | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ラ ウ レ ア                                                                               | 3,420,000 株 | 25.7%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                                                    | 1,604,300   | 12.0    |
| 新 居 佳 英                                                                                       | 1,522,400   | 11.4    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                      | 1,437,800   | 10.8    |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )                                                                 | 597,400     | 4.5     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                                                                   | 441,300     | 3.3     |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS<br>CLIENTS NON LEADING 15 PCT TREATY<br>A C C O U N T | 360,000     | 2.7     |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                                                   | 256,778     | 1.9     |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)                                                                    | 256,300     | 1.9     |
| 鎌 田 和 彦                                                                                       | 233,100     | 1.7     |

(注) 持株比率は、自己株式 (6,211株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                             |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 新 居 佳 英   |                                                                                                     |
| 取 締 役     | 岡 利 幸     | yentaプロジェクトリーダー                                                                                     |
| 取 締 役     | 鈴 木 秀 和   | ADMプロジェクトリーダー<br>株式会社ツクルバ社外取締役                                                                      |
| 取 締 役     | 戸 塚 隆 将   | ベリタス株式会社代表取締役<br>キュリオ株式会社代表取締役                                                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 小 笹 留 美 子 |                                                                                                     |
| 監 査 役     | 森 一 生     | 弁護士<br>代官山綜合法律事務所代表<br>株式会社ファーストロジック社外監査役<br>株式会社スポーツフィールド社外監査役<br>Retty株式会社社外取締役<br>株式会社SDGth代表取締役 |
| 監 査 役     | 雪 丸 真 吾   | 弁護士<br>慶應義塾大学大学院文学研究科講師                                                                             |

- (注) 1. 取締役戸塚隆将氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小笹留美子氏、監査役森一生氏及び監査役雪丸真吾氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森一生氏及び監査役雪丸真吾氏は、弁護士の資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2018年12月14日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、取締役梅村芳延氏は辞任により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 76,033千円<br>(2,400) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 9,000<br>(9,000)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 85,033<br>(11,400)  |

- (注) 1. 上記には、2018年12月14日開催の第15期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年12月15日開催の第14期定時株主総会決議に基づき、年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めております。また、2018年12月14日開催の第15期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権報酬として年額20,000千円以内（社外取締役を除く。ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。上記には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である1,873千円を含めております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年12月27日開催の第11期定時株主総会決議に基づき、年額10,000千円以内と定めております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役戸塚隆将氏は、ベリタス株式会社及びキュリオ株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
  - ・監査役森一生氏は、代官山綜合法律事務所代表、株式会社ファーストロジック社外監査役、株式会社スポーツフィールド社外監査役、Retty株式会社社外取締役及び株式会社SDGth代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
  - ・監査役雪丸真吾氏は、慶應義塾大学大学院文学研究科講師であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況 等                                                                                                                                          |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 戸 塚 隆 将 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                 |
| 常勤監査役 | 小 笹 留美子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                 |
| 監 査 役 | 森 一 生   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 雪 丸 真 吾 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

##### (2) 報酬等の額

| 区 分                            | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人 トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、新規事業の早期展開、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,362,435</b> | <b>流動負債</b>    | <b>676,741</b>   |
| 現金及び預金          | 4,018,583        | 買掛金            | 3,247            |
| 売掛金             | 274,778          | 未払金            | 464,639          |
| 貯蔵品             | 1,250            | 未払費用           | 7,259            |
| 前払費用            | 56,031           | 未払法人税等         | 149,441          |
| その他             | 15,273           | 未払消費税等         | 41,640           |
| 貸倒引当金           | △3,481           | 売上返金引当金        | 1,527            |
| <b>固定資産</b>     | <b>221,529</b>   | その他            | 8,985            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>77,685</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>676,741</b>   |
| 建物              | 66,980           | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 工具、器具及び備品       | 39,704           | <b>株主資本</b>    | <b>3,907,223</b> |
| 減価償却累計額         | △28,999          | <b>資本金</b>     | <b>1,098,294</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>17,446</b>    | <b>資本剰余金</b>   | <b>1,084,294</b> |
| ソフトウェア          | 17,446           | 資本準備金          | 1,084,294        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>126,397</b>   | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,725,300</b> |
| 投資有価証券          | 10,000           | その他利益剰余金       | 1,725,300        |
| 長期前払費用          | 17,417           | 繰越利益剰余金        | 1,725,300        |
| 繰延税金資産          | 64,582           | <b>自己株式</b>    | <b>△667</b>      |
| その他             | 34,398           | <b>純資産合計</b>   | <b>3,907,223</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,583,965</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,583,965</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2018年10月1日)  
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額                |
|-----------------|---------|------------------|
| 売上高             |         | 3,229,433        |
| 売上原価            |         | 57,175           |
| <b>売上総利益</b>    |         | <b>3,172,258</b> |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,461,595        |
| <b>営業利益</b>     |         | <b>710,663</b>   |
| <b>営業外収益</b>    |         |                  |
| 受取利息            | 52      |                  |
| 助成金収入           | 1,080   |                  |
| 雑収入             | 2,056   | 3,188            |
| <b>営業外費用</b>    |         |                  |
| 株式交付費           | 41      |                  |
| 支払手数料           | 200     | 241              |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>713,610</b>   |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>713,610</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 238,789 |                  |
| 法人税等調整額         | △27,854 | 210,935          |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>502,674</b>   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

株式会社アトラエ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香 川 順 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトラエの2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月14日

株式会社アトラエ 監査役会

常勤社外監査役 小 笹 留美子 ㊟

社外監査役 森 一 生 ㊟

社外監査役 雪 丸 真 吾 ㊟

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 沿革

---

|      |     |                                                                            |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 2003 | 10月 | 東京都目黒区中目黒において資本金10,000千円で株式会社ユビキタスコミュニケーションズを設立。                           |
|      | 11月 | 本社を東京都渋谷区神宮前に移転。                                                           |
| 2005 | 4月  | 商号を株式会社I&Gパートナーズに変更。                                                       |
|      | 5月  | 本社を東京都中央区銀座に移転。                                                            |
| 2006 | 2月  | 本社を東京都港区虎ノ門に移転。                                                            |
|      | 7月  | 成功報酬型求人メディア「green」のサービス提供を開始。                                              |
| 2007 | 2月  | 「green」のウェブサイト进行全面リニューアル。                                                  |
| 2008 | 1月  | 「green」モバイルサイトの提供を開始。                                                      |
| 2010 | 10月 | 本社を東京都港区南麻布に移転。                                                            |
| 2011 | 9月  | 「green」のウェブサイトの全面リニューアルに伴い、サービス名称を「Green」に変更。                              |
| 2012 | 12月 | ソーシャルリクルーティングサービス「JobShare」のサービス提供を開始。                                     |
| 2013 | 4月  | 「JobShare」のウェブサイトにおいて全雇用形態の求人掲載を開始。                                        |
| 2014 | 7月  | 「JobShare」のウェブサイト进行全面リニューアル。<br>商号を株式会社アトラエに変更。本社を東京都港区三田に移転。              |
| 2015 | 3月  | 「JobShare」のウェブサイト进行全面リニューアルし、<br>タレントマイニングサービス「TalentBase」として新たにサービス提供を開始。 |
|      | 12月 | 完全審査制AIビジネスマッチングアプリ「yenta」のクローズドベータ版をリリース。                                 |
| 2016 | 1月  | 「yenta」のサービス提供を開始。                                                         |
|      | 6月  | 東京証券取引所マザーズ上場。                                                             |
|      | 9月  | 組織改善プラットフォーム「wevox」の立ち上げを意思決定。                                             |
| 2017 | 3月  | 「yenta」の有料プランをリリース。                                                        |
|      | 5月  | 「wevox」を正式リリース。                                                            |
|      | 9月  | 「yenta」のAndroid版をリリース。                                                     |
| 2018 | 6月  | 東京証券取引所市場第一部に市場変更。                                                         |

## 事業概要

---



当社は、「世界中の人々を魅了する会社を創る」をビジョンに掲げ、ビッグデータ解析をはじめとしたテクノロジーを駆使することでHR領域（Human Resources=企業の人的資源）に変革を起こし、従来の人材サービスでは提供し得なかった本質的な価値を提供するべく、事業活動を行っております。今後はさらに一歩踏み込み「People Tech Company」として「テクノロジーによって人の可能性を拡げる」べく、より一層の価値を創造してまいります。

現在は、求職者と求人企業の最適なマッチングを創造する成功報酬型求人メディア「Green」の運営を中心として、企業だけでなく官公庁やプロスポーツチーム、NPO法人や学校法人など、あらゆる組織の改善をサポートするツール「wevox」、ビジネスパーソン同士の出会いを創造するアプリケーション「yenta」を立ち上げております。

今後も長期的に成長し続ける企業であるために、積極的に新規事業の展開を行ってまいります。

## サービス紹介

# Green



「Green」はビッグデータ解析等のテクノロジーを駆使することにより求職者と求人企業の最適なマッチングを実現するプラットフォームです。業界に先駆けて、成功報酬型の料金体系を導入しており、IT・Web業界の数多くの著名企業にご利用いただいております。

「wevox」は、社員のエンゲージメントや組織の現状を独自のサーベイを用いて定量的に分析し、組織の改善をサポートするツールです。会社組織やスポーツチームなど、あらゆる組織での利用が広がっており、2019年11月現在、利用企業は1,100社を超えております。

# wevox



# yenta



「yenta」は、人工知能（機械学習）を活用し、ビジネスパーソン同士の出会いを創造する完全審査制のアプリケーションです。採用、出資、営業、情報交換、転職など、様々な目的に基づくマッチングを多数創造しています。

法人向けプランもリリースし、ますます活用シーンが拡大しています。

## 第16期 定時株主総会 会場ご案内図

会場

グランドハイアット 東京 2階「レジデンスバジル」

東京都港区六本木六丁目10番3号 ☎03-4333-1234

交通

東京メトロ 日比谷線六本木駅（1C番出口）より徒歩6分

- 1C番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がってください。
- 森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄 大江戸線六本木駅（3番出口）より徒歩8分

- 3番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。（約300m）
- メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会社説明会  
開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主のみなさまに当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主さまには定時株主総会とあわせてご参加賜りますようお願い申し上げます。